

平成 19 年度第 1 回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 19 年 4 月 18 日 (水)
開会時間 午前 9 時 30 分
閉会時間 午前 11 時 28 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 原 田 義 彦 委員長
石 塚 洋 委員長職務代理者
清 田 義 弘 委員
澤 愛 子 委員
福 島 睦 恵 教育長
二挺木 洋 二 教育次長
簗 島 信 雄 学校教育課長
竹 内 浩 教育指導担当主幹
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長
戸 村 豊 茂 図書館長
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 14 名

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回等会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

陳情第 1 号 大磯町立図書館指定管理者制度導入の廃案を要求する陳情

図書館長) 前回の定例会において陳情審議して頂いたわけですが、その際に図書館の指定管理者制度導入検討会議から報告書が提出されてから、再度陳情審議するということでしたので、検討会議より報告がされましたので、概要について説明させていただきます。

昨年、本委員会定例会において指示されました指定管理者制度の導入についての検討会議を設置しまして、11 月 29 日に第 1 回目の検討会議を開催させていただきました。その後、本年 3 月 30 日までに計 8 回の検討を重ねてまいりまして、同じ日に館長宛の報告書を受け取りました。

それでは、これからその報告書の概要を述べさせていただきます。報告書につきましては、「はじめに」「結論」「総論」「各論」「おわりに」「付言」という構成になっております。

全体的には、図書館そのものの理念と役割・図書館の特徴・当館で行なわれている事業・それを支えている人達の存在・指定管理にした場合における可能と思われる部分と不可能と思われる部分の考察などが主に述べられています。

一番目の「はじめに」の項目ですが、本町は、歴史的にも由緒があり、また自然にも恵まれており、それらを背景として大磯の文化が育まれてきたこと、そして本図書館もその文化の支え手の一つとして存在してきたことが述べられています。

次に「結論」ですが、本「図書館」は、「町の貴重な資料を保存し、利用に供する文化的機関であり、町民の共有財産であるため、指定管理者制度の導入は不要で、郷土資料館とともに、町の直営とすべきもの」と結論しています。

「総論」におきましては、まず前文で、全国的な風潮としての民営化という言葉に疑問を投げかけたうえで、本文に入っております。「沿革」「大磯町民憲章」「公共図書館の理念と役割」「公共性・教育性・プライバシー」「情報センター」「地域の特性と継続性・安定性」の各項目別に意見が、述べられております。

一番目に「沿革」ですが、明治43年の国府村立図書館の設立から現在まで、当館は1世紀近い歴史があること、その間、町の文化に貢献してきたことが述べられています。

次の「大磯町民憲章」の項では、町民憲章の中に「文化」という言葉が盛り込まれており、また町長も文化の大切さを唱えており、大磯町が、文化の大切さを重く見ていることが語られています。

3番目に「公共図書館の理念と役割」ですが、昭和25年に図書館法が制定されまして「図書館奉仕」について、地域や学校との連携、支援が謳われ、この理念を支えるために更に三つの理念があること、それは、「中立・公平・無料」というものであることが述べられています。

次に「公共性・教育性・プライバシー」ですが、図書館は、公共性に配慮することはもちろん、学校・家庭との連携も必要であり、個人情報保護についても、極めて大切であることが述べられています。

「情報センター」の項においては、図書館で収集する郷土資料などの資料というものは、情報の集積であって、それは専門の司書によるレファレンスサービス等により情報の多様な活用を図っており、他の施設ではできないものであり、この点などから図書館は、情報センターとしての役割も備えている施設であると述べています。

最後に「地域の特性と継続性・安定性」ですが、他の公共施設と異なる点として、収集された資料や実施している事業が、地域の独自性に裏付けられている点であり、その館に所属して、町民との長い交流などを通して、培われてきたものであり、その維持のためには、短期で替わる可能性のあ

る指定管理者に求められるものではなく、長期の継続性と安定性が求められるものであることが語られています。

以上が、「総論」の中でのべられております概要でございます。

次に「各論」の概要ですが、「各論」につきましては、「資料」「専門的職員」「施設・設備」「利用者」「ボランティアの活動」「ソフト・目に見えない価値とハード・本館と分館」「指定管理者制度でできないもの」の7項目から構成されており、総論で述べられていることをもう少し掘り下げて項目単位ごとに本町の状況を見ながら述べています。

まず資料ですが、長い間収集されてきた資料の中でも、大岡文庫や吉田文庫、坂西文庫を含む特別資料、あるいは郷土資料や行政資料が、蔵書の一割を超えている。これだけの割合は、県下の図書館でも少なく、これらが土地の事情を知る職員によって継続的に収集・保存、利用に供されてきた。これを3～5年の短期で委任される指定管理者が、引き続き継続できるかとなると難しいのではないかとの問題提起がなされています。しかも資料購入費についても予算が減額の状況であり、その姿勢が問われると述べています。

なお今申し上げました「3～5年の短期で委任される指定管理者が、引き続き継続できるか」につきましては、直接報告書の中で記載されている部分は少ないですが、この報告書の考え方の中に含まれて、絶えず流れていることであることをお伝えしておきたいと思えます。

次に「専門的職員司書」の関係ですが、図書館サービスの向上には、司書の知識経験が欠かせず、しかも、それぞれの図書館の特徴を把握しながら対応している、ということも言えますが、近年、その人数が削減されるなど司書自体が、有効に活用されていない、また継続的に資料に携わり、また土地の事情に精通する司書は、他からは求められないと述べられています。

3番目に「施設・設備」の充実が述べられています。建物自体が24年目を迎え、次第に老朽化していること、システムの時代に対応した対応が、遅れているように思えること、また、分館の存在に対する対応・あり方・あるいは予測できないものや継続的に対処できないことに対して指定管理者が、どう対応できるのか、という点が、あげられています。

4番目に「利用者」ですが、本館においては、統計から町民1人当たり年5回近くの図書館利用があるという数字が出ておりまして、これは県下でも高い利用率となっています。これは蓄積された資料と職員の継続的な貢献があるからであり、資料・職員・施設設備の3点は、図書館の構成上必要な要素です。これらは、当然利用者のためにあり、継続的な充実が必要ですが、これも短期委任の指定管理でできるかどうかは、疑問とされるどころだと述べています。

5番目は、「ボランティアの活動」ということですが、当館における特徴的なことのひとつに、ボランティアグループとの長期的・継続的な結びつきがあげられ、当館における大部分の事業にボランティアが関わっており、ボランティアから、これだけ支援されている館は、県内でも少なく、指定

導入後もこの状態が維持されていくのかに不安や疑問があることが述べられています。

次に「ソフト・目に見えない価値とハード・本館と分館」ですが、図書館に対する評価について表面に出たサービス評価だけでなく、基礎的な作業がいかに行っているか、資料が有効に機能的に利用されているか、などが評価されるべきであって、何でも民間の方が、サービス向上が望めると言うことではなく、それによってサービスの質も違ってくことを評価する側としては、認識すべきだと言っています。またコスト面から、財政健全化計画の中で、施設の複数館のことが言われ、コスト過重の原因であるようなことが言われていますが、当館の場合、2館の役割が明確でなく、複数館が問題であるならば、古くから存在してきた図書館そのもののあり方から考える必要があるのではないかと述べています。

各論の最後ですが、「指定管理者で行なえないもの」として10項目に亘って述べられています。

一つ目は、「連携・相互協力」として現在、役場主体の関連事務として予算執行や議会対応、その他町関連機関との連携あるいは、自治体側で築いてきたノウハウを必要とするものや国・県・市町村等との連携に無理が生じるのではないかと、という懸念をあらわしています。

二つめは、「学校及びその他施設との連携」として、現在、当館との間で綿々と続けられてきた学級招待や図書館見学など、他館では余り多くの事例がない活動については、図書館司書と学校とボランティアが、共同して実施してきたことで、いわゆる民間が入る余地は少ないと思われ、その継続性に懸念が生じることなどが述べられています。

三つめは、「ボランティア活動内容」として、当館に係る事業の大半にボランティアグループが関わっており、また長年にわたって培ってきたものであり、それだからこそ当館の機能を熟知したうえで成り立ってきていること、信頼関係のうえに成り立ってきたことなどが述べられ、指定管理者との間に、その信頼関係を築けるか不安があることが含まれています。

4つめは、「児童・高齢者・障害者」として地元の状況を踏まえた能動的な対応ができるか疑問を投げかけています。

5つ目は「企画・要求課題」として随時の企画、特に予算を伴うもの等への対応、予測されない事故への対応、あるいは住民からの要望への対応については、行政でないといけない面が多々あることがあげられています。

6つ目は「住民参加」ですが、これはボランティア活動と同様に、行政がやるから参加するという、行政と利用者・住民との信頼関係のうえに行事になりたってきたことが含まれていると考えられます。

7つ目が「資料」です。資料の選定から、収集、保存、廃棄まで、これはその館が立地している状況を把握している司書職員でなければ難しく、また指定管理は、業務の丸投げという性格を持っており、現場に直接自治体職員がいないことから、カウンターにおける利用者の要望が見えにくく、選書について自治体職員が行なったとしても、利用者の要望に応えられない面も生じる可能性があることを懸念して言っています。

8つ目は、「電算システム、視聴覚その他」ですが、これは、先の「資料」と同様のことが含まれ、対応が困難であることを述べています。

9つ目は、「無料公開の原則」として「総論」で述べられております図書館の理念の一つであります。図書館は、営利を目的とすることが出来ない、従って利益も求められない中で、図書館の充実が図られるのか、今以上のサービスを行なうことができるのか、疑問を含めたいうえで、町直営とすべきであると述べています。

10番目は、「指定管理者としてのノウハウ」ということですが、ここには、指定管理者制度が、まだ新しい制度で、メリット・デメリットが不明であること、3～5年の短期委任事務であることを踏まえて、指定管理者側のノウハウが、まだ、あまり、よく見えないことなど、疑問がまだある、と述べています。

以上で、理論面での考え方が記載され、結びに入っています。「おわりに」として、指定管理者制度は、実質丸投げであり、コストの面でも質の面でも不安があり、目先のコスト削減だけを望むのは疑問である、逆に図書館の根本的な今まで述べてきた力を奪っていつてしまう可能性があるため、指定管理者制度を導入するのは、誤りである、と記載しています。

最後に「付言」として、行政に対する提言・要望を行なっています。

当館が、現状でも多くの課題を抱えているため、指定管理云々の前に、その解決のために各方面からの視点で検討すべきだ、ということ、よく考えない無理な改革は、図書館運営の骨格に回復しがたいダメージを与えること、一度なくした「信頼・資料・歴史」は二度ともとに戻らないこと、指定管理者の選定において、業務範囲等については、行政側から条件を出すとしても、サービス向上に結びつく、という広報・宣伝が、応募者から出される事業計画書の提出に先立つ疑問、これらを含めて、行政として図書館の指定管理者制度導入について、もう一度考えるべきであると、結んでいます。概要については以上でございます。

(質疑応答)

石塚委員) 現在の考え方を申し上げたいと思います。この度「図書館を考える会」の皆様方には2,915名の署名を集められて貴重なご意見を寄せられたわけですが、そのご苦勞に敬意を表する次第でございます。

また、昨年私共は図書館協議会の答申を図書館長から報告を頂きまして、私にとりましてはこの時が教育委員としての本件制度導入の議論のスタートだったような気がします。ただ今3月末で纏めて頂いた制度導入検討会議のご意見を館長から報告いただきました。

各々の関係者の皆様については大変なご苦勞だったと思います。心より感謝申し上げる次第であります。これらのご意見を聞いている範囲では大方の町の声であろうと私は判断しております。

また、図書館の登録率の31.2%ということですから、利用者全員の意見ではないような気もしますが、図書館を利用される大方の皆様の声であろうと思います。そうだとすると制度導入というのは余程の自信作でない

と実行できないかと考えます。皆様にお聞きしたり、自分で調べた範囲で特に3点懸念されることがあります。

1点目は、公立図書館に対応しうる指定管理者の姿が未だに見えないということです。町の導入手引きを見ますと、法人及びその他の団体であれば云々と書いてありますが、この図書館を管理する指定管理者が近隣に育っているのかどうか、これが全く目に見えない状況であります。つまり営利を目的としない民間団体・企業がしかも専門性の高い団体が存在するのか。またこれから育まれるのかどうか、という懸念があります。

2点目は、図書館が他の施設と比べてかなり専門性が高いものだと思いますし、町全体の情報発信センターの機能を持っているものだと思います。その存在というのは非常に大きいものだと思います。

明治43年に設立し、永い歴史と共に蓄積された独自のノウハウ。それから持っている専門性というものが継承されて、図書館のモットーに引き継がれているのだらうと思います。こういった目には見えないパワーというか力というのが、経験の無いしかも指定管理機関が5年毎に指定者が見直されるといふ民間の団体に受け継がれていくのが困難だらうと思います。

3点目は、現在町の直営管理施設というのは、資料を見ますと74箇所ある訳ですが、その中に図書館も入っている訳で、各施設の中には、一部委託されている施設もあるようですが、直営になっているのは74施設・各々の施設使命を考えますと、本制度の導入がしやすい施設と、しがたい施設があるという気がします。こういったものを町全体で見廻して「この施設はこの制度に合う」「この施設はちょっと難しいな」という区分をしてからやるべきだらうと思うし、総括すると図書館というのは、どちらかと言うとじっくり考えて検討されるべき施設ではないかという気がします。

行政改革というのは、トップダウンでしかもスピードを持ってやるべきだらうと思っておりますが、安易に行こうとするのは、失敗は許されない訳ですから、計画は綿密に、実行は着実に、成果は確実に掴むということをしつかり踏まえてから実行すべきだらうと思います。

最近の話では、東京都でも制度を導入して、下水道の管理ですが、業者が引き受けたが、ある一定期間やったら力尽きてバンザイというケースもあって困っているということをお聞きしております。ネガティブな話ばかりで申し訳ありませんが、現在の時点では、大方「考える会」の皆様方や協議会・導入検討会議の方々のご意見に共鳴するところがあります。

これから色々と環境が変わっていくと思いますので、5年スパン位の年次で判断すべきだらうと思います。

清田委員) 理論的な話は出来ないのですが、最初の話が昨年5月か6月に図書館協議会の方からの答申が最初で、それ以来色々お話を聞きながら、前回の陳情でも皆様のお話をお聞きしながら考えてみましたが、かなり図書館ではサービスが充実している。時間の延長にしてもそうだし、お休みも出来るだけ少なくというような形で運用されている。後やるとしたら何をサービスするのかというと、もう少し時間を延長するとか。今7時までですから、もっと遅くまでやるのかどうか、民間委託にした場合そういうところまで

出来るのかどうか、気になっているところなのです。

あと民間委託といますか、指定管理の方向性というのは、費用の削減ということだと思っておりますが、人件費を少し減らすことなどは今の中でも出来るのではないかという感じもしています。

地方自治法第244条の2の中に指定管理者の指定は期間を定めて行うものとするということで、先程も話のあった5年ということだと思っておりますが、5年継続してまた見直して、入札のような形になっていくと、今まで一生懸命やってきた継続的なものが、果たして継続できるかどうか懸念されます。

折角大磯の伝統と文化をしっかりとやってきたものが、継続していただけるかが気になっています。

前回もお話しましたが、町史の件もそうですし、図書館のあり方もそうですが、子どもたちに如何に本を好きになってもらうかということが非常に大事なことだと思っております。ボランティアの活動もそのまま継続していただけるのかということもあります。指定管理者制度というのはすべてやって指定管理者ということだと聞いておりますので、もっと違う方法で、少し改善するものがあれば改善できるような方向でいけたら良いのかと思っております。この陳情にあります、廃案といますか、直営の方向で行った方がいいのかと考えております。

委員長) 今のご意見は、一部委託できるものは委託した方が良いのかというお考えで、全部を一括しての形ではなくて、出来る部分を委託ということですね。

澤委員) 検討委員会で述べられていることとか、各委員のご意見とか、大体のところはごもっともだと思います。私も本はあまり借りていないのですが、図書館にはよく行きます。利用者はある程度限られた方だと思っておりますが、利用している人にとっては、特に居心地が良く、自分の要求が満たされるという点で歓迎されている図書館に近いのかなと思います。また、ボランティアの方々が非常に活動していらっしゃるという点は十分認められるところだと思います。

なぜ指定管理者制度の導入の話が出てきたかということ、世の中の流れと言ってしまうとそれまでですが、町の財政状況やこういった公の事業を運営しているものというのは、常に見直しを図っていきませんと、どうしても問題が生じてくると思います。

全面導入について発言される方は皆さん拒否的な面を指摘されますし、時期的にちょっと早いかなと思います。また結論を出すには内部でデータを持って討議を十分されていないところもある一方、どうしても残したいという気持ちが先行してしまう点もあるでしょうし、専門職で仕事をされてきた方がこれからNPOとかで活動を開始されるような話も聞き始めています。

専門性がある業務ですから、特に部分的な委託というのは考えてもいいかもしれないと思います。そういうものが出てくるにはもう少し時間がかかるということを考えて、町としてはもう少し時間を掛けて結論を出してもらいたいと思います。明日導入しないと町がなくなるということではなけれ

ば、少し時間を頂いた方がよろしいと思います。町立図書館として生き残っていくためには、何らかの特長を持って、ボランティアが多く活動しているというのも一つの特長でしょうし、建物の外観からも子どもたちにも親しみやすいということで、子どもたちの利用を促進をしていくとか、高齢者の方へのサービスというのはこの土地にあってと思います。特徴づけを主体的に続けていく力がないと、公立だからということで守ってもらおうという姿勢ではいけないと思います。これは図書館だけでなく、他のものもそうかもしれません。

今回の陳情に対しては、答えとしては趣旨採択ということにして頂くのが良いのではないかと思います。

教育長) 検討会議の報告を頂きました。検討会議は結論的には導入は不要だということですよ。

昨年出されました大磯町図書館協議会の答申で、これの結論が、「本質的に図書館に指定管理者制度の導入は馴染まない。」不要と言っている訳ではなく、馴染まない、これは先程石塚委員のご発言にございましたが、様々な施設の中には、指定管理者制度を導入しやすい、馴染む施設と、導入しにくい施設、つまり馴染まない施設があるのだらうと思います。

図書館協議会の「馴染まない」という答申を重く受け止めております。

しかしながら、図書館のより一層のサービス向上であるとか、より一層の効率的な運営については、別のところでも多くの課題を抱えています。問題はこれだけではない訳ですが、そういう面もトータルで考えながら今後とも継続的に工夫・検討していく必要があるのだらうと思います。

石塚委員) 事務局にお尋ねしたいのですが、先程申し上げましたように図書館以外に公の施設がある訳ですが、これは役場のどの部門で、たぶん企画ですね、そこで検討されているのだらうと思いますが、モデルとなった施設を試算をしたというか、シミュレーションしたのだらうと思います。それがどのような数値で、効果が見られないといけないので期待値がどれ位の経費削減されているのか、そういったシミュレーションは既にやられているのか、そういった団体、指定管理者に相応しい団体がこの近隣に存在しているのか、もし分かったら教えてもらいたい。

教育次長) 指定管理者制度につきましては、自治法が改正されて、国の方でもより効率的な公の施設の運営をとということで、町といたしましても平成17年位から町として指定管理者制度について検討してみようということで動き出しました。70幾つか施設があるのですが、この中でどんな維持管理をしているのかとか、そのようなところから始まりまして、1年位各担当課とも協議をしまして、それで経費的なもの町の施設として常勤がいてそこで維持管理しているという施設があまりありません。これが良い維持管理かどうか分かりませんが、アルバイトの方がやっているとか、かなり効率的な運営といいますか、金額的に掛からない維持管理を町としてはしているのですが、それでも運動公園ですとか、図書館もそうですが、やはり常勤がかなりいる施設については、もう少し指定管理者制度というものを検討する必要があるようなことで、1年間やってきました。

アバウト的に見積をもらおうと常勤では大体500万円程度の換算になるということで、役場の職員の一人当たり単価というと貰っているものは違うのですが、平均すると職員が貰っているお金や共済金や退職の負担金を加えると平均800万円なんですね。それ位で企画サイドとしてはアバウトな積算で、指定管理者の方にとすると多少は効率的になるのではないかと、というシミュレーションで、後は各担当課において各々やって頂きたいということでやっております。

町としては常勤で維持管理している施設について、もう一度指定管理者も一つの選択肢というようなことで考えていただいています。委員からも意見がありましたが、職員がやっている直営、一部を委託したものですとか、全面丸投げのものですとか、そういったものをもう1回見直してもらおうというのが趣旨でございまして、その一つに図書館になったということでございます。

石塚委員) それに関して、要するに人件費の圧縮をどうするかということだろうと思うのですが、今アバウトでということですが、年間一人300万円削減。それで代わりの人が来て、有資格者が図書館から離れ別の部門に行って十分なサービスが出来るか、人の使い方としてもったいないと思います。ですからそういった問題をクリアしていかなければいけないので、色々な問題点を解決していかないとかえって非効率的になってサービスが低下して、尚且つ経費がダブって掛かるということになるといけません。今の民間の知恵を借りるということも非常に賛成な面もあります。例えば省エネをどうするか、作業効率をどうするかとか、安全確保・防災確保をどうするかというのは、民間の知恵を借りて取り入れるべきだろうと思います。よく分析して、部分的に外部に委託するという方法はあるような気がします。

このことについて、通達を出しているのは総務省です。図書館を良くしましょうというのは文科省でやっていて、サービスを向上させながら片や経費を圧縮しましょうという、この通達は分かっている人がやっているのかどうかという気がします。文科省は利用者の視点に立ったサービスをしましょうという。それぞれの主張が違っています。両方が合わさって良いことをやるというのは、地方自治体の大きな仕事だと思えます。こちら側の言うことだけを聞く、別の側の言うことだけを聞くのではなくて、大磯町としてどうするのか、両省の言うことをどう捉えて、大磯町の特徴ある図書館をどうやって作り上げていくかということについては、真剣に考える時期が今きていると思います。

委員長) 最後にとりまとめという形にさせていただきますが、私も意見を述べさせていただきます。総体的には委員の皆様がおっしゃってくださったことと同じでございまして。一言で言えば現時点においては指定管理者制度の導入は時期尚早という感じで受け止めております。それは何かというとやはり図書館というものがかなり専門的分野であるというところだと思います。それに対して、その受け皿となる事業者・NPOなり第3セクターというものが存在するかというようなことについてノウハウなど含めて未だ育ってきていな

いという気がします。そういう中で我々が考えていくうえで、下準備をしておいて、指定管理者の導入も視野に入れていくことが必要ではないかと思えます。勿論その中で行政と民間が融合した形も考えられます。ということで5年なり10年なりのスパンで考えて準備していくという作業が必要になるであろうと考えられます。

今回の答申の方を拝見させて頂きますと、やはり導入した場合はこういう良い点があり、悪い点がありますというような観点。現状のものを続けたらこういう良い点があって、デメリットの点はこういうところがありますとか、デメリットの点は今後改善できるようにしていくとか、こういうようなことが必要であろうと思えます。両方の観点から答申では述べてもらいたかったなという気がしております。

勿論今回の陳情については、私も同感できる部分がありますので、今後の方向性も捉えて、そういった諸々のことを考えて検討していった方が良いと思えます。そのためには時間がここ3年とか5年とかいう様な単位でほしいなという感じで受け止めております。

各委員、皆さんの意見を出して頂きました。その意見をまとめますと、現在大磯町立図書館は正規職員・臨時職員・ボランティアの方々に支えられて、様々な事業が行われております。サービス面においても開館時間の見直しが行われているというのが現状であります。

また先般3月定例会また今回の定例会の時点で図書館の指定管理者制度が導入されているケースというのが、全国的に少ない状況にあります。そのような事柄、そして皆様のご意見をまとめさせていただきますと、総括的に管理委託する指定管理者制度の導入につきましては、現時点ではすぐわないのではなかろうかということになるかと思えます。しかしながら経済的、運営面からの視点に立ちますと、やはり今まで以上に効率的な運営、町財政改革という観点からしますと、効率的な行政運営が求められている事柄であると感じられます。そういった中で住民サービスの向上も求められておりますし、図書館運営についても一部業務の委託など検討が今後必要であろうと感じられるしだいでありませう。

こういったことを踏まえて考えますと、本陳情につきましては、趣旨採択という形にさせて頂くのが、妥当ではないかと考えております。如何でしょうか。

(異議なしの声)

委員長) 平成18年度陳情第1号 大磯町立図書館指定管理者制度導入の廃案を要求する陳情については、趣旨採択ということにいたします。

報告事項第1号 平成19年度学級編制及び教員数の配置状況について

学校教育課長) 平成19年度の学級編制及び教職員の配置状況につきまして、資料のとおり作成いたしましたのでご報告いたします。

平成19年4月5日付けで確定いたしました児童、生徒数に基づき、規定内、いわゆる標準法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく教員数、及び規定外で配置する教員数が、次のとおり配当されましたのでご報告いたします。

資料の2ページをお開き下さい。平成19年度小学校教職員定数配当表で大磯小学校児童数、普通学級869人、特殊学級、今年度から特別支援学級と呼びますが、この県の配当表ではまだ特殊学級としていますので、ここでは特殊学級の名称で説明します。特殊学級児童数10人、合計879人、学級数、普通学級24学級、特殊学級3学級、合計27学級。昨年度に比べ児童数で6人増、学級数では1学級減でございます。教員数は、校長1名、規定内、普通学級27名、特殊学級3名、計30名。また、規定外の配置状況ですが、充て指導主事1名、新指導方法で1名、少人数授業対応で1名、合計3名が配当され、校長・教諭等の合計34名でございます。その他に、養護教諭が規定1名、規定外1名で合計2名、栄養職員が1名、事務職員が規定1名、規定外1名で合計2名配置され、教職員合計39名でございます。

次に国府小学校でございますが、児童数については、普通学級764人、特殊学級13人、合計777人、学級数については、普通学級22学級、特殊学級2学級、合計24学級。昨年度に比べ児童数で18人増、学級数は1学級増でございます。

教員数は、校長1名、規定内、普通学級25名、特殊学級2名、計27名。また、規定外の配置状況ですが、特殊学級複数で1名、通級学級で1名、新指導方法で1名、少人数授業対応で1名の合計4名が配当され、校長・教諭等の合計32名です。その他に、養護教諭、栄養職員が各1名、事務職員が規定1名、規定外1名で合計2名配置され、教職員合計36名でございます。

次に、国府小学校生沢分校、児童数1人、1学級で、教員数は、規定内2名でございます。昨年度と比べ児童数、学級数並びに教員数では増減がございません。

小学校全体では、児童数1,657人で昨年度に比べ24人増、学級数は52学級で増減はございません。

続きまして、平成19年度中学校教職員定数配当表をご覧ください。

大磯中学校生徒数、普通学級419人、特殊学級3人、合計422人、学級数、普通学級12学級、特殊学級2学級、合計14学級。昨年度に比べ生徒数で26人増、学級数は1学級増でございます。

教員数は、校長1名、規定内、普通学級19名、特殊学級2名、計21名。また、規定外の配置状況ですが、生徒指導担当1名、新指導方法対応で1名、少人数授業等対応で1名の合計3名が配当され、校長・教諭等の合計25名でございます。その他に、養護教諭、事務職員が1名ずつ配置され、教職員合計27名でございます。

次に、国府中学校、普通学級347人、特殊学級7人、合計354人、学級数、普通学級10学級、特殊学級2学級、合計12学級。昨年度と比べ

生徒数で32人増、学級数は1学級増でございます。

教員数は、校長1名、規定内、普通学級17名、特殊学級2名、計19名。また、規定外の配置状況ですが、生徒指導担当1名、教育支援センターで1名、新指導方法対応で1名、少人数授業等対応で2名が配当され、校長・教諭等の合計25名です。その他に、養護教諭、事務職員が各1名ずつ配置され、教職員合計27名でございます。

また、国府中学校生沢分校でございますが、生徒数17人、3学級で、教員数は7名でございます。昨年度に比べ生徒数で7人減、学級数並びに教員数では増減がございません。規定外の配置状況ですが、生徒指導担当で1名、生徒支援で1名、特別配当で1名の計3名が配当されております。

合計いたしますと中学校の生徒数は、793人、学級数は29学級で昨年と比較いたしまして生徒数は51人増、学級数は2学級増でございます。

なお、各学校、各学年の児童・生徒数、学級数等の詳細につきましては1ページに数値を載せてあります。

次に、資料3ページをお開き下さい。平成19年度町立幼稚園学級編制及び教職員配置状況でございますが、大磯幼稚園、幼児数、学級数でございますが、年少43人、2学級、年中62人、2学級、年長54人、2学級、合計159人、6学級でございます。教員数でございますが、園長は小磯幼稚園と兼務で1名、教諭7名、教育支援員3名でございます。

小磯幼稚園、幼児数、学級数でございますが、年少21人、1学級、年中25人、1学級、年長17人、1学級、合計63人、3学級でございます。教員数でございますが、園長は大磯幼稚園と兼務で1名、教諭4名、支援員1名でございます。

続きまして国府幼稚園、幼児数、学級数でございますが、年少26人、2学級、年中41人、2学級、年長24人、1学級、合計91人、5学級でございます。教員数でございますが、園長は月京幼稚園と兼務で1名、教諭6名、支援員3名でございます。

次に、月京幼稚園でございますが、幼児数、学級数、年少27人、2学級、年中49人、2学級、年長34人、1学級、合計110人、5学級でございます。教員数でございますが、園長は国府幼稚園と兼務で1名、教諭6名、支援員3名でございます。

幼稚園全体で、幼児数、学級数は、年少117人、7学級、年中177人、7学級、年長129人、5学級、合計423人、19学級でございます。教員数でございますが、園長2名、教諭23名、支援員10名でございます。

幼児数・学級数の全体での前年度に対する増減でございますが、年少で幼児数6名減、学級数は増減なし。年中で54名増、2学級増、年長で55名減、2学級減、合計で幼児数7名減、学級数は増減ありません。以上でございます。

(質疑応答)

清田委員) 先程教員の定数の中で特殊学級数の説明があったのですが、小学校では大

磯小学校が3、国府小学校が2、中学校の場合は両校とも2・2ということで、これの中身についての分け方を教えていただけますでしょうか。

学校教育課長) 学級数は1ページの右下の表で学校別に学級数をお示ししております。大磯小学校が知的・肢体・情緒の3学級、国府小学校が知的・情緒の2学級、大磯中が肢体・情緒、国府中が知的・情緒それぞれ2学級でございます。

澤委員) 人数の方は全般的に小学校・中学校も増えているように思われます。年度によって変わるのでしょうが、学級当たりの人数は40人が単位なんです。大磯小の1年生と3年生のクラスが40人になっていますが、特に1年生が40人というのは今の時代かなりきついのではないかと思います。規定が40人になっているから何とも難しいと言われればそれまでなんです。ちょっと気になります。もうしばらくは子どもの数が増えてくるのではと予測します。それから分校のことでかつ去年のことになってしまっているのですが、18年の中学校3年生が15人となっていました。分校の場合も人数の規定は40人になっているのでしょうか。分校のクラスで15人というのは大変かなと思うのですが、今年の現時点では減っているから良いのですが、学期が進むと増えてくるということもあるらしいので、こういった人数の規定はどうなっているのでしょうか。

学校教育課副主幹) 学級の規定につきましては、標準法の関係で40人ということになっております。ですから人数的にはクラス数はその形でカウントされますが、中学校につきましては、各教科の関係がございますので、その配当について9教科についての配置を含めた形での配当という形になっております。標準法の中でのクラス数は、人数的なところは連絡調整しておりますが、教職員配当につきましては、標準法のとおりとなっております。

委員長) 澤委員の質問に関連してなんです。40人学級というのは表を見るとかなりあるのですが、先般、卒業式に出ささせていただいた中学校で卒業生が1クラス41人になっていたりするケースが在りましたが、40名を超えて41名になったようなケースにおきましては、県教委との調整が必要になります。先生の配置数をプラス1としてクラス数を増やすということになるのかと思いますが、そういうようなことは可能なのでしょうか。

学校教育課副主幹) ご質問の件ですが、学級編制につきましては、4月5日現在の人数での対応と5月1日における学校基本調査がございまして、その時点で再度学級編制の検討・配置について県への資料提出がございました。

4月5日、5月1日の時点での人数によって学級数が決定いたします。先程委員長の方からありました18年度の卒業生の学級に41名のクラスがあったということですが、夏休み明けに大磯中学校の3年生が3クラスだったのですが、41名のクラスができてしまった。最終的に県へのお願い等申請していたのですが、標準法の中での4月5日、5月1日時点での人数ではクラス増にならなかった。県の方でも認めて頂けませんでした。学校の中での配慮対応ということで、学校運営して頂くことになりました。

委員長) 確かに2学期などになりますと、3年生の場合にはやはり進学ということを抑えておりますので、クラス編制を替えて、新たにクラスを編制替えす

るのは、進路指導上是か非かということが出てくるかと思います。そのあたり1名のプラスマイナスでしたらいいのですが、該当の生徒が数人来た場合はどう対応するのかとか、色々なケースが出てくると思うのですが、そういった場合、県教委との調整の中で、編制替えやクラス数を増やす作業が可能かどうかなんです、そういった場合は可能だというように理解してよろしいのでしょうか。

学校教育課副主幹) 現時点では、4月5日、5月1日時点での人数によつての学級編制となりますので、それ以降の検討については、昨年度も県の方には要望したのですが不可能でございました。

委員長) ということは、それ以降の転入転出によるクラス数の調整というのは無いというように考えておいた方がよろしいということですね。

学校教育課副主幹) 現時点では基本的なところでお話をさせていただいています。例えばマンション等の建設で数10人が学校に入ってきた場合には、県との協議の中で色々あるとは思いますが、基本的に1、2名の増では対応として前年度も認めて頂くことはできませんでした。

澤委員) クラスの数ですが、中学校の方が2校とも1クラスずつ増えているのですが、教室の配分上は特に問題はないのでしょうか。

学校教育課副主幹) クラス数につきましては、中学校のクラス数に増がりましたが教室の問題はございません。

ただ、大磯小学校につきましては現在の状況の中で24学級分の普通教室しかありませんので満杯の状況でございます。もう1学級増えると何らかの形でオープンスペース等の改修が出てくるかと思ひます。

澤委員) そうしますと、18年度の大磯小は25でしたから一つどこか使ったということですか。

学校教育課副主幹) 18年度は図工室を潰してクラス編制しております。

清田委員) 18年度は大磯小学校の6年生が165名ですが、19年度の大磯中学校の1年生は147名です。このマイナス18名ですが、これは私立への進学ですね。また転出というのものもあるとは思ひますが、去年の方が少なかったような感じがするのですが。

教育長) これは私立中と他市町への転出です。

清田委員) 幼稚園の方も先程説明頂いたのですが、年少と年中へ移るときに数が上がっていますね。全体でプラス60になりますが、これをどう評価するかなんですが、これは幼稚園の方で頑張つてやられたからプラス60になったのかと思ひます。トータルでなくてその年度から上がりますから年中から年長というのはあと1年だからということで、他の幼稚園ならそのまま過ぎてしまう訳ですが、年少から年中に上がるには2年あるからそれでは大磯町立に行つてみようかということで、60人も増えているのかと思ひます。幼稚園の先生が一生懸命頑張つてくださったのかなと私は評価しました。

澤委員) そういう面も十分あるんだろうと思ひます。1年前は幼稚園の統廃合計画でかなり混乱して保護者たちにはかなり不安感が生じて、ある部分はかな

り減ったりしましたが、今年はそういうところが落ち着いてきた。変化は当然あるんだと理解した上で、それなりに落ち着いてこられたのと、大磯町立の幼稚園も一生懸命にやっているようだという判断との両方で、園児数が増えたのだと思います。

委員長) 従来幼稚園保育というのは、3年保育というのが数年前までなくて、2年保育が最長ということで、保護者の方々の頭の中にはやはり2年保育でいいのではないかと考えていらっしゃる方もいると思います。

私たちが子どもの頃は1年保育と2年保育、或いは私たちの子どもを育てるときには1年保育と2年保育で、3年保育という概念がなかったんですね。そうすると2年保育で子どもを幼稚園に通わせようという家庭が多かったということもあると思います。3年保育が徐々に浸透してきて、この年少組の数も徐々に増えてきているということは言えるのではないかと思います。一方でやはり2年保育だというお考えの保護者の方はいらして、2年保育の人数が一番多くなっているのかなと考えられます。

石塚委員) 町立の幼稚園で過去に最大人数が何人位いたのか。500人を突破したことはあるんですか。2年保育、3年保育では随分違うんだらうと思うのですが、在籍トータルの数はどれ位だったんですか。

学校教育課長) 15年度以降で見ますと、平成18年度が430人で最も多いです。15年度は399人で、1年ごとに407、409、430人と上がってきまして、今年は423人でございますので若干下がりましたがけれども、基調としてはここ数年上がってきている状況です。

石塚委員) 去年気がつかなかったのですけれど、国府小学校、国府中学校の分校の子どもたちの件ですけれど、1年から5年まではゼロで6年生が1人になっていますが、これは分校では意識的に入学を止めた訳でなくて、入学する子どもがいないということなんですか。

学校教育課長) 在籍する子どもは小学校で6年生が1人なんですけど、分校に来る児童・生徒につきましては、他の学校から移って来る訳ですけれど、大体中学生が多いということで、小学生は多くないということになります。

教育長) 自分の意思とは別に、措置をされてくる訳ですので、例えば児童相談所からの措置をされてくる訳ですから、そういう該当の児童が5年であったり、6年生であったりということですよ。

石塚委員) 普通学級ではないということですね。

教育長) そういう意味合いから言えば、理由は様々ですけれども、小学生の場合は主に児童相談所からの措置でございます。

委員長) 低学年の方はそういった意味から少ないということですね。

教育長) 基本的には、おおいそ学園に措置をされる訳です。そこが居住地となりますので、その中にある生沢分校に就学をさせているということになります。

石塚委員) はい分かりました。

報告事項第2号 平成18年度大磯町立中学校の生徒進路状況について

教育指導担当主幹) 平成18年度大磯町立中学校の生徒進路状況についてご報告い

たします。入学者選抜については平成15年2月に策定された「県立高等学校入学者選抜制度改善方針」に基づき、平成16年度から学区が撤廃されました。また、17年度は定時制通信制の入試が全日制と同時日程で行われましたが、18年度は再び別日程で実施されました。それらを踏まえて、若干ご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。まず、大磯、国府及び生沢分校の中学3年生241名の3月末日現在の進路の決定状況でございます。241名中228名が進学で、進学率は約95%でございますので、例年同様大変高い数字となっております。

その進学先の内訳についてご説明いたします。公立と私立の割合でございますが、私立高校への進学率は約26%で、17年度は約21%、16年度まで約30%となっておりますので、18年度につきましては私立高校への進学傾向が再び上がったこととなります。

次に、進学における入試選抜別合格者状況についてご説明いたします。公立高校でございますが、入試選抜は2本立てとなっております。1つは、学力検査を行わず調査書・面接等による「前期選抜」、もう1つが学力検査を実施し、調査書および学力検査の結果に基づく数値を中心とした選考の「後期選抜」でございます。18年度につきましては、前期選抜の合格者数が後期選抜合格者数より多くなっております。17年度までは、後期選抜合格者が前期選抜合格者数より多かったので、18年度は逆転現象が生じたこととなります。

続いて、学区は撤廃されましたが、旧平塚学区とそれ以外への進学状況を比べてみました。125名の公立高校普通科進学者の中で55名が旧平塚学区以外への進学が決まっております。これは全体の44%で17年度の31.8%より上回っております。

最後に、就職・家事手伝い等と未定者の内訳でございますが、就職・家事手伝い12名中8名は分校の生徒でございます。それぞれ建築・土木関係への就職が決定しております。また、分校以外の4名でございますが、1名は親戚の手伝い、3名は家庭で次年度以降の進学や就職の準備となっております。未定者1名は家庭の諸事情により現在未定となっております。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 高校の方の学区制がなくなってきたというのは、大分馴染んできて、うまく選択できるようになってきたと言ってよろしいですか。

教育指導担当主幹) 各学校特色に合うような形で学校を選んでいるということだと思います。

澤委員) 毎年お伺いしているのですが、全般的に進路については基本的には本人の希望に沿った結果になっているのでしょうか。何か大きな問題を起こしているということはないのでしょうか。

教育指導担当主幹) 進路指導を進めていく中で、特にトラブルがあったということは聞いておりません。

委員長) 神奈川県内での一般的な受験方法、しかも前期と後期に分かれてという形になっておりますので、このあたり先生方は傾向と対策というようなものが従来よりかなり煩雑になっているのではないのでしょうか。

教育指導担当主幹) 学区が廃止されたのが、16年からですからそれなりのノウハウも身に付けておりますし、それなりに勉強もしておりますので、大丈夫だろうと思います。

委員長) 去年も同じような質問をさせて頂いたのですが、私たちが育った中では神奈川方式といまして、アチーブメントテストというのがあって、受験する前に大体どの辺りを受験できるのかが、子どもたちにも親にも見当がついたんですが、今このような格好でやってきますとその辺りをどうしたものかというのが先にたって、中々客観的な状況の中、自分の子どもがどこにいるのか分からないようなことはないのでしょうか。そういうのがあるので先生方が進路指導をするに当たって煩雑になっているのかなというように考えるのですが。

教育長) 委員長の時代は、私の時代でもある訳ですので、その状況は大変よく理解しております。その頃はどちらかという学校が主体になって、子どもの希望は希望として「この学校は大丈夫ですよ」とか「この学校はちょっと危ないですよ」というようなことで、かなり学校が主体的に志願先を決めていたというのが状況だったと思います。

現在はそういう弊害の中で、弊害というのは行きたい学校を志願させてくれないというそういう子どもたち、或いは保護者の声から現在の制度は、子どもたちが行きたい学校を県内何処でも志願できる、受験できるというシステムでございます。そういう意味では子どもたちにとっては色々な情報の中から自分の将来の希望と特性・個性にあった高等学校を選択できるという意味では大変良くなったと思います。

ただ、今委員長ご指摘のように、教員の側に立ちますと今まで聞いたことのないような学校を志願するという子どももいる訳です。例えば横浜の高等学校を受験したいというと、旧学区内の場合には、情報或いは過去の経験則を先生方も蓄積しておりますので分かりやすいのですが、分かりにくいところもあります。それは先生方も色々な形で努力をして、その高等学校の所在地の中学校学区の学校と知り合いの先生に色々な形で連絡を取って、情報を仕入れているというような状況でございます。

そういうことで、一つの制度で完璧というものはございませんので、逆の意味で例えば保護者の側から見ますと、遠くの所へ行けば行くほど通学に掛かる費用が多くなる訳です。そういう部分についてもどうなのかということもでございます。いずれにしても今回3度目ですので、これからこの制度についても色々検証していくことになろうかと思っております。

委員長) 生徒とか親の選択肢が広がっているというように考えられますが、ただその選択肢が広がっている分だけ子どもにとってはリスクが大きいという言い方も出来ます。従来の方式と現在の方式は、子どもにとってどっちが良いのかというのがありますね。

教育指導担当主幹) 前期・後期両方受けられる訳ですから、そういう意味でいいです

と昔の形は本当に1本でしたので、それに比べればリスクが減っていると思います。

清田委員) 前期後期のことなんですが、昨年からいうと今回前期の方が多いい訳ですが、ということは単純に考えると子どもの希望が通ったのかなと思うのですが、先生方色々苦労されていると思うのですが、多くなったということは良かったのではないですか。

教育指導担当主幹) 前期と後期については枠がございまして、3のところにありますけれども枠が書いてあります。前期は20～50%でして、定員の半分を前期であとの半分を後期という形ですが、江南高校だけ30%ということですが、昨年は20%、大原が40%ですとか、そういう意味でいくと前期の割合が少し上がったとか、やり方に慣れてきて通ったということもあると思います。

石塚委員) 単純に聞いていると以前の神奈川方式に比べると中学浪人が増えそうだと思うんですけども、浪人されているのは3人だとおっしゃっていましたが、意外と少ないのはやっぱり先生方が努力し、勿論本人の努力もあるんだろうと思うんですが、それはセーフティネット機能も働いているのでしょうかね。

教育長) 進路指導をしていくプロセスの中で、前期が最初にございまして、今前期と後期を同じ学校を受験する子どもが圧倒的に多いです。前期が仮に不合格であっても、後期も同じ高校を受験するという、そういうタイプの子どもが大変多いということです。後期もダメだったということになると、今お話のように卒業した後行くところがなくなってしまって、先生方も保護者の方々もご本人は勿論ですが、4月になって行くところがないという状況は避けたいということで、併願校といいます、それは私立の高等学校でございまして、そういう私立への進学ということ、勿論最初から私立だけ行きますという子どももいる訳ですが、その辺りあらかじめ私立の高等学校に志願しておく形となっております。

報告事項第3号 大磯中学校体育館耐震改修工事について

学校教育課長) 大磯中学校体育館については、前年度に改修の内容を検討してきましたが、このたび耐震改修工事の内容が決まりましたので、その概要について報告いたします。

資料1枚目の右下、囲みの中に「主な工事内容」を書いてあります。工事内容を大きく「耐震補強工事」と「大規模改修工事」に分けています。

まず耐震補強工事ですが、工事内容の1点目は鉄骨ブレースによる補強です。資料上の図をご覧ください。この図は北側立面図で、国道1号線側から見たものですが、中央に赤く示した×印がL型鉄骨によるブレースです。これを入れることにより地震に対する補強をするものです。図にはありませんが、南面も同様に補強が入りますので、壁面4箇所となります。

次に、屋根面12箇所の補強ですが、資料の2枚目をご覧ください。これは、体育館の中から屋根を見上げた図ですが、赤く図示した×印が12箇所

ありますが、これがL型鉄骨によるブレースです。

耐震補強工事の2点目は、外壁改修です。地震で揺れたときには外壁のモルタルが剥がれ落ちてくるのが考えられますので、既存の壁は全て取り外し、新しく中空セメント板をはめ込みます。図面で、壁面に縦の線が入っていますが、これが中空セメント板です。

次に、大規模改修工事の内容ですが、内壁工事につきましては、壁を全て取り外しますので、内壁も新たらしくしなければなりませんので、ラワン材を貼り付け、EP塗装、水性の塗装をします。

2点目の木床工事ですが、資料の3枚目をご覧ください。アリーナ部分は既存の床をサンダー掛のうえワックスで再塗装して、ラインを引き直します。図の左側のステージについては、ステージ部分は床張替えとし、体育室への出っ張りをなくし、ステージの下に折りたたみ椅子を収納できる台車を設置できるように造り替えます。

資料の1枚目にお戻りください。大規模改修工事の3点目ですが、サッシ工事については、全てのサッシを新しくします。

4点目の照明工事は、既存の蛍光灯に代えて、ハロゲンランプによる照明を24基設置します。ランプの交換が容易にできるよう、自動昇降式のものとし、工事の概要につきましては以上です。

なお、工事の入札については5月中旬、6月議会定例会で契約の承認をいただき、実質的な工事は夏休みから12月末を目途に終わらせたいと考えています。報告は以上です。

(質疑応答)

澤委員) 南西からの横の図のL型ブレースをピンクで塗ってあるのは分かるんですが、その横のところに実線と破線で×印になっているのはどういう意味なのでしょう。

学校教育課長) これは既存の丸い鉄棒によるブレースなんですけど、実線が入っているものは壁の外側にあります。点線が入っているものは壁の内側・室内側にあり、丸棒によるブレースです。今回はもう少ししっかりしたL字鋼でブレースをするものでございます。

澤委員) 今あるものはそのまま残すということですか。

学校教育課長) そのまま残します。

清田委員) 今まで気がつかなかったのですが、トイレが体育館に付いていなかったですね。そうすると開放の時にトイレはどうするのかと思います。

学校教育課長) トイレは体育館内にはなくて、体育館の東側の方でございます。体育館の別棟ということで今回の改修の対象とはしておりません。

委員長) この改修工事を実施した結果、耐震性の数値IS値はどれ位向上するのでしょうか。

学校教育課長) 3枚目を見て頂きますと平面図がございまして、左下にXYというように軸方向2つがございまして、現在耐震性はY方向についてはクリアしておりましてIS値が1.0で、X方向が0.3台ということですが、改修することによって0.83にまで上がるということです。

石塚委員) この工事期間が12月末までということなんですが、その間は使用は不可能なんですね。生徒はグラウンドでやったり、それから別の目的で利用しようとしたときにも使えないということですね。

学校教育課長) 現場では12月末までということで、色々な事務処理を考えて1月までの工期として考えております。また工事中の安全を考えまして工事を始めるにあたり仮囲いを高さ3mのもので全て囲って、完全に既存校舎側と工事現場とを区分してございますので期間中の使用は出来ません。そのように学校の方にもお話をしてお話をして対応するというように考えております。

委員長) 子供たちの安全を考えると当然ですね。

澤委員) 蛍光灯をハロゲンランプに変えるというのは、日常的には利便性とか経済性は良くなるんですか。

学校教育課長) ご存知のとおり体育館は天井が高いので、通常蛍光灯では照度が出ないので、今の体育館で普通の蛍光灯を使っているところは多分ないと思います。

ここではハロゲンランプ、役場の1階では水銀灯ですけれども、ここではハロゲンランプ、セラミックメタルハライドランプということで、経済性という面ではこのランプは高く、交換すると1個15,000円位ではないかと想定してはいますが、でもランプの寿命は18,000時間ということで、8時間点灯で5年間の寿命が補償されておりますので、それ以降の交換が出てくるということでございます。

その他

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、平成19年度第2回については、5月23日、水曜日、時間は9時30分、場所は大磯町郷土資料館研修室で行います。平成19年度の第3回につきましては、6月20日、水曜日9時30分、大磯町保健センター2階研修室で行います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 19 年 5 月 23 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____